

令和3年1月8日

信州連泊エンジョイプランの今後の取扱いについて

長野県観光部観光誘客課・(一社)長野県観光機構
長野県で癒される連泊促進事業事務局

1都3県を対象区域とする緊急事態宣言が発令される中、長野県内も感染拡大に歯止めがかからず医療機関への負担が増大しています。
この情勢に鑑み、**1月14日(木)以降は当面の間、事業を一時停止**することとし、以下の措置を講ずることといたしましたのでお知らせいたします。

(1) 長野県内にお住まいの方

- ・1月14日(木)以降は当面の間、割引の適用を一時停止します。
- ・ただし、1月14日(木)0時時点で予約されていた宿泊旅行については、割引を適用します。

(2) 長野県外にお住まいの方(継続措置)

- ・12月25日(金)以降は当面の間、割引の適用を一時停止します。
- ・ただし、12月25日(金)0時時点で予約されていた宿泊旅行については、割引を適用します。

(3) 長野県内・県外にお住まいの方共通

- ・再開時期は県内の感染状況や医療提供体制、県外の感染状況等を総合的に勘案して決定します。
- ・長野県の医療提供体制のひっ迫が懸念される状態となり、外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮要請などの対応策が想定される事態として、県独自の「医療非常事態宣言」が発出された場合には、宿泊旅行の自粛を促すため12月25日(金)0時以前の既存予約についても本事業の適用を一時停止する場合があります。